



資料編

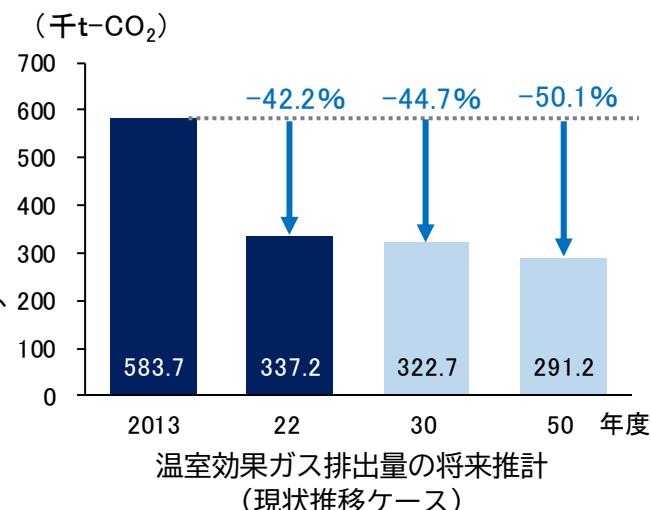
資料 1 参考資料

1-1 温室効果ガスの現状推移ケース・対策実施ケース排出量

■現状推移ケース

追加的な対策等を実施せず、現状のまま推移した場合（現状推移ケース）の温室効果ガス排出量について、2030（令和12）年度、2050（令和32）年度の将来推計を行いました。

現状推移ケースの温室効果ガス排出量は、以下の式によって算定を行います。活動量については上位計画や個別計画などにおける推計値を使用し、推計値がないものは過去の経年変化に基づく予測値を設定しました。その結果、現状推移ケースの温室効果ガス排出量は、2013（平成25）年度比で2030（令和12）年度が-44.7%、2050（令和32）年度が-50.1%と予測されます。



$$\text{現状推移ケースの温室効果ガス排出量} = \frac{\text{現状年度の温室効果ガス排出量 (2022 (令和4) 年度)} \times (\text{目標年度の想定活動量} / \text{現状年度の活動量 (2022 (令和4) 年度)})}$$

現状推移ケースの活動量の推計

部門	活動量の指標	年度				推計方法
		2013 (H25) 基準年度	2022 (R4) 現状年度	2030 (R12) 目標年度	2050 (R32) 目標年度	
産業	製造業	製造品出荷額（万円）	40,735,073	28,310,111	28,310,111	28,310,111
	建設業・鉱業	従業者数（人）	1,690	1,170	1,170	1,170
	農林水産業	従業者数（人）	123	138	138	138
家庭	世帯数（世帯）	21,270	21,680	21,978	19,313	※2
業務その他	従業者数（人）	20,946	18,482	16,623	13,788	※3
運輸	旅客自動車	旅客自動車保有台数(台)	34,302	34,252	30,806	25,552
	貨物自動車	貨物自動車保有台数(台)	7,132	7,190	6,467	5,364
	鉄道	人口（人）	53,754	49,779	44,754	37,122
廃棄物処理	一般廃棄物排出量(t/年)	17,340	13,958	13,520	11,558	※5

※1：過去3年間の傾向から、2022（令和4）年度の活動量の現状維持として設定した。

※2：裾野市の2020（令和2）年度の平均世帯人員をもとに、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）（令和6年推計）」の「静岡県の平均世帯人員」の増減率を乗じて、裾野市における2022（令和4）年度～2050（令和32）年度の平均世帯人員を推計した。この平均世帯人員を人口増減率で除すことにより、世帯数を推計した。

※3：2022（令和4）年度の活動量に、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」の裾野市の人団増減率を乗じた。

※4：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」の裾野市の将来人口を使用した。

※5：「裾野市一般廃棄物処理基本計画」の推計結果を使用した。

【資料：環境省・部門別CO₂排出量】

現状推移ケースの温室効果ガス排出量の推計（単位は千 t-CO₂）

部門		年度			
		2013 (H25) 基準年度	2022 (R4) 現状年度	2030 (R12) 目標年度	2050 (R32) 目標年度
産業	製造業	275.9	111.1	111.1	111.1
	建設業・鉱業	3.4	2.4	2.4	2.4
	農林水産業	7.0	5.7	5.7	5.7
家庭		82.4	63.3	64.2	56.4
業務その他		107.5	66.7	60.0	49.8
運輸	旅客自動車	62.8	49.0	44.1	36.6
	貨物自動車	35.6	32.9	29.6	24.5
	鉄道	4.2	2.9	2.6	2.2
	合計	102.6	84.8	76.3	63.3
廃棄物処理		5.0	3.2	3.1	2.6
合計		583.7	337.2	322.7	291.2
		0.0%	-42.2%	-44.7%	-50.1%

注) 端数処理の関係上、各項目の和が合計値と合わない場合がある。

■対策実施ケース

2030（令和12）年度、2050（令和32）年度の対策実施ケースの検討を行いました。

2050（令和32）年度は国の計画などでも削減見込量が設定されていないことや、長期的な条件設定が困難なことから、2050（令和32）年度にカーボンニュートラルを実現するための目安として設定しました。

算定根拠一覧

A	国の「地球温暖化対策計画」では、2030（令和12）年度の温室効果ガス削減見込量が掲載されている。「地球温暖化対策計画」の推進による施策波及として、裾野市分（各施策を代表する統計指標で按分）を算定した。なお、2050（令和32）年度は削減見込量が設定されていないことから、2030（令和12）年度と同じ数値で設定した。
B	「第3次裾野市環境基本計画に関するアンケート調査」の結果を踏まえて導入率などを設定した。
C	2030（令和12）年度「静岡県自動車保有台数」の近年の動向、「2050年度までの長期電力需要想定－暫定試算結果－」（2023年11月：電力中央研究所）などを参考として設定した。
D	「裾野市一般廃棄物処理基本計画」の目標値から設定した。
E	「第4次静岡県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の2030（令和12）年度の目標値に裾野市の森林面積：静岡県の森林面積を乗じることで算定した。
F	環境省・再生可能エネルギー情報提供システム（REPOS）をもとに各種条件を設定した。
G	2030（令和12）年度は、東京電力エナジーパートナー株式会社の調整後排出係数の過去のトレンドから予測した0.000353t-CO ₂ /kWhで設定した。また、2050（令和32）年度は「全国2050年ゼロカーボン・ロードマップ試案」（世界首長誓約）より0.000030t-CO ₂ /kWhとした。
H	カーボンニュートラルの達成に向け、導入率などを独自に設定した。

対策実施ケースの削減見込量（単位は千t-CO₂）

部門	具体的な内容	算定根拠	2030 (R12) 年度	2050 (R32) 年度
省エネルギー等による温室効果ガス排出量の削減				
産業部門	▶産業用高効率空調機（ヒートポンプ）の導入	H	0.0	6.1
	▶省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進	A	9.1	9.1
	▶省エネルギー技術の総合的な導入（ESCO事業）	B/H	0.0	3.0
	▶業種間連携による省エネルギーの取り組み推進	A	0.2	0.2
	▶燃料転換の推進	A	0.9	0.9
	▶計画・制御システム（FEMS）の導入	A	1.6	1.6
	▶電気排出係数の改善	G	2.2	51.5
家庭部門	▶高効率給湯器の導入	B/H	0.7	3.4
	▶家庭用燃料電池コーチェネレーションシステムの導入	B/H	0.1	0.8
	▶計画・制御システム（HEMS）の導入	B/H	0.4	1.8
	▶高効率照明の導入	B/H	0.3	0.6
	▶省エネルギー行動の実践	B/H	0.5	0.7
	▶エコ診断の実施	B/H	0.0	0.6
	▶緑のカーテンの設置	B/H	0.6	1.4
	▶住宅の省エネルギー化	A	1.8	1.8
	▶トップランナー制度等による機器の省エネルギー性能向上	A	0.8	0.8
	▶脱炭素型ライフスタイルへの転換	A	0.1	0.1
	▶電気排出係数の改善	G	2.3	37.9
業務その他部門	▶高効率給湯器の導入	B/H	0.3	2.7
	▶業務用燃料電池コーチェネレーションシステムの導入	B/H	0.1	0.4
	▶省エネルギー技術の総合的な導入（ESCO事業）	B/H	1.0	1.2
	▶計画・制御システム（BEMS）の導入	B/H	0.5	1.4
	▶建築物の省エネルギー化	A	3.3	3.3
	▶高効率な省エネルギー機器の普及	A	1.0	1.0
	▶トップランナー制度等による機器の省エネルギー性能向上	A	1.1	1.1
	▶脱炭素型ライフスタイルへの転換	A	0.03	0.03
	▶電気排出係数の改善	G	2.0	33.9
運輸部門	▶次世代自動車の導入	B/H	2.0	16.3
	▶エコドライブの実践	A	1.4	2.1
	▶カーシェアリングの実践	A	0.5	0.5
	▶公共交通機関の利用促進	B/H	0.3	0.8
	▶道路交通流対策	A	0.7	0.7
	▶自動車運送事業等のグリーン化	A	0.1	0.1
	▶トラック輸送の効率化	A	0.6	0.6
	▶電気排出係数の改善	G	0.1	18.6
廃棄物処理部門	▶廃プラスチックなどの削減	A/D/H	1.5	2.4
	▶食品ロスの削減	A	0.1	0.1
森林吸収等による温室効果ガス排出量の削減				
森林吸収等	▶森林による二酸化炭素の吸収	E	16.1	16.1
	▶農地土壤による二酸化炭素の吸収	A	0.1	0.1
	▶J-クレジット制度の活性化	A	2.1	2.1
再生可能エネルギーの導入による温室効果ガス排出量の削減				
再エネ	▶再生可能エネルギーの導入	F	9.3	63.4
合計	省エネルギー+森林吸収等+再生可能エネルギー		66.0	291.3

注) 端数処理の関係上、各項目の和が合計値と合わない場合がある。

温室効果ガスの削減見込量（省エネルギー）に関する指標の設定値

部門	取り組み	指標		2022 (R4) 年度	2030 (R12) 年度	2050 (R32) 年度
産業	省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進	高効率空調機（ヒートポンプ）導入率※		0.0%	0.0%	15.0%
	ESCO 事業等による省エネ技術の導入	ESCO 事業導入率※	製造業	0.0%	0.0%	20.0%
			建設業・鉱業	0.0%	0.0%	20.0%
	電気事業者の取り組みによる CO ₂ 排出係数の改善	電力排出係数 (kg-CO ₂ /kWh)		0.376	0.353	0.030
家庭	高効率給湯器の導入	高効率給湯器の導入率	ヒートポンプ給湯器	28.9%	34.0%	60.0%
			潜熱回収型給湯器	7.1%	11.0%	20.0%
	家庭用燃料電池コーチェネレーションシステムの導入	燃料電池コーチェネレーションシステム導入率		2.8%	7.0%	30.0%
	計画・制御システムの導入	計画・制御システム (HEMS など)導入率		5.4%	20.0%	83.0%
	高効率照明の導入	高効率照明 (LED)導入率		70.3%	84.0%	100.0%
	省エネルギー行動の実践	省エネルギー行動実践率の向上率		73.5%	88.8%	97.5%
	エコ診断の実施	エコ診断の実施率		6.9%	14.0%	100.0%
	緑のカーテンの設置	緑のカーテン設置率		42.6%	65.0%	100.0%
	電気事業者の取り組みによる CO ₂ 排出係数の改善	電力排出係数 (kg-CO ₂ /kWh)		0.376	0.353	0.030
業務その他	高効率給湯器の導入	高効率給湯器の導入率	ヒートポンプ給湯器	14.3%	17.0%	40.0%
			潜熱回収型給湯器	4.8%	5.0%	20.0%
	業務用燃料電池コーチェネレーションシステムの導入	業務用燃料電池コーチェネレーションシステム導入率		0.0%	7.0%	30.0%
	ESCO 事業等による省エネ技術の導入	ESCO 事業導入率		2.4%	14.0%	20.0%
	計画・制御システムの導入	計画・制御システム (BEMS など)導入率		4.8%	12.0%	30.0%
	電気事業者の取り組みによる CO ₂ 排出係数の改善	電力排出係数 (kg-CO ₂ /kWh)		0.376	0.353	0.030
運輸	次世代自動車の導入	電気自動車等導入率	全体	10.4%	21.9%	100.0%
			電気自動車	0.2%	0.3%	45.4%
			プラグインハイブリッド自動車	0.2%	0.5%	11.4%
			ハイブリッド自動車	12.9%	21.0%	35.6%
			燃料電池自動車※	0.0%	0.1%	7.6%
	エコドライブの実践	エコドライブ実践率		60.1%	79.0%	95.0%
	公共交通機関等の利用促進	公共交通機関を利用している人の割合		4.8%	12.0%	30.0%
	電気事業者の取り組みによる CO ₂ 排出係数の改善	電力排出係数 (kg-CO ₂ /kWh)		0.376	0.353	0.030
廃棄物処理	廃プラスチックなどの削減	一般廃棄物処理焼却量の削減率※		0.0%	9.0%	29.5%
		ごみ質に占める廃プラスチック割合		18.1%	18.1%	10.0%
		燃やすごみに含まれる水分		61.9%	61.9%	61.9%

注1) ※は2022(令和4)年度を基準値0%として設定した。

注2) 2050(令和32)年度に温室効果ガス排出実質ゼロ(カーボンニュートラル)を実現するための目安として設定した。

温室効果ガスの削減見込量（再生可能エネルギー）に関する指標の設定値

項目	取り組み	指標	2022 (R4) 年度	2030 (R12) 年度	2050 (R32) 年度	
発電	太陽光発電	年間発電量の合計 (kWh/年)	41,933,889	58,468,054	149,183,385	
		10kW 未満	年間発電量 (kWh/年)	12,641,104	26,020,282	
		施設数 (件) ※1	2,299	3,497	6,627	
			設備容量 (kW)	10,533	21,681	
	10kW 以上	年間発電量 (kWh/年)	29,292,785	32,447,772	99,873,574	
		従来型の設備容量 (kW)	22,145	24,530	44,419	
		施設数 (件) ※2	369	410	830	
	中小水力発電	年間発電量 (kWh/年)	32,049,511	32,049,511	35,215,200	
		設備容量 (kW) ※3	6,098	6,098	6,700	
	バイオマス発電	年間発電量 (kWh/年)	1,156,320	1,156,320	1,156,320	
		設備容量 (kW) ※4	165	165	165	
熱	太陽熱利用	太陽熱	年間熱量 (GJ/年)	1,617	2,231	
		施設数 (件) ※5	230	317	535	
	地中熱利用		年間熱量 (GJ/年)	0.0	0.0	
			施設数 (件) ※6	0	0	
					88	

注) 2050（令和 32）年度に温室効果ガス排出実質ゼロ（カーボンニュートラル）を実現するための目安として設定した。

※1: 太陽光発電（10kW 未満）の 2030（令和 12）年度及び 2050（令和 32）年度の施設数は、2023（令和 5）年度「固定買取制度 FIT の固定買取制度」において、本市で増加した施設数と同程度を、毎年度増加させることを想定して推計した。なお「エネルギー基本計画（令和 7 年 2 月）」では「屋根設置太陽光発電について、2050 年（令和 32）において設置が合理的な住宅・建築物には太陽光発電設備が設置されていることが一般的となることを目指す」とされているため、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和 5 年推計）」による本市の将来人口の減少も考慮し、2021（令和 3）年「固定資産の価格等の概要調書（家屋）」の専用住宅数の 55%に普及すると推計した。

※2: 太陽光発電（10kW 以上）の 2030（令和 12）年度及び 2050（令和 32）年度の施設数は、「エネルギー基本計画（令和 7 年 2 月）」の「屋根設置太陽光発電について、2050 年（令和 32）において設置が合理的な建築物には太陽光発電設備が設置されていることが一般的となることを目指す」とされているため、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和 5 年推計）」による本市の将来人口の減少も考慮し、2021（令和 3）年「固定資産の価格等の概要調書（家屋）」の建築物数（事務所・店舗・百貨店・工場・倉庫・市場）の 34%に普及すると推計した。

※3: 中小水力発電の 2030（令和 12）年度の設備容量は、2023（令和 5）年度「固定買取制度 FIT の固定買取制度」における設備容量と同程度とした。また、2050（令和 32）年度の設備容量は、REPOS において、の導入ポテンシャル（200–500kW, 500–1,000kW）があるとされた河川・農業用水路が複数あることから、2023（令和 5）年度より 600kW 程度増加すると推計した。

※4: バイオマス発電の 2030（令和 12）年度及び 2050（令和 32）年度の設備容量は、2023（令和 5）年度「固定買取制度 FIT の固定買取制度」の設備容量を、維持することを想定して推計し、今後の事業活動などの動向を注視していくこととする。

※5: 太陽熱利用の 2030（令和 12）年度及び 2050（令和 32）年度の施設数は、「令和 5 年度住宅・土地統計調査」の住宅戸数（太陽熱を利用した温水機器等あり（2021～2023 年 9 月の導入件数）のうち、1 年あたりの設置件数が徐々に毎年増加することを想定して推計した。

※6: 地中熱利用の 2050（令和 32）年度の施設数は、2040（令和 22）年度以降、地中熱利用施設を設置する専用住宅・共同住宅・銀行・事務所・店舗・病院・工場等が年間 8 件ずつ増加と設定した。

1-2 絶滅の危機にある動植物

裾野市で生育・生息の記録がある「絶滅の危機にある動植物」(1)

絶滅(EX) (静岡県では既に絶滅したと考えられる動植物)

哺乳類	オオカミ
魚類	ホトケドジョウ

絶滅危惧 IA類(CR) (ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高い動植物)

植 物	ミヤマハナワラビ、スルガイノデ、キソエビネ、アツモリソウ※、ベニバナヤマシャクヤク、ムラサキツリガネツツジ、ヤマタバコ
鳥 類	チゴモズ、アカモズ*
昆虫類	ホシチャバネセセリ、ゴマシジミ本州中部亜種*

絶滅危惧 IB類(EN) (近い将来における野生での絶滅の危険性が高い動植物)

植 物	コガネシダ、コウライイヌワラビ、ミドリワラビ、ナガサキシダ、ヒメノヤガラ、ハコネラン、ヒロハツリシュスラン、ヒナチドリ、フジチドリ、フガクスズムシソウ、セイタカスズムシソウ、スズラン、オオサワトリカブト、オキナグサ、イヌハギ、ヒナノキンチャク、アゼオトギリ、ミヤマスミレ、フジタイゲキ、ヒトツバハギ、カイジンドウ、キセワタ、アズマギク、ヒメヒゴタイ、コウリンカ
鳥 類	ミゾゴイ、ササゴイ、ツルシギ、コアジサシ、チュウヒ、コノハズク、ヤマセミ、サンショウクイ
昆虫類	ニホンカワトンボ、ヒメシジミ本州・九州亜種、ウラナミジャノメ本土亜種

絶滅危惧 II類(VU) (絶滅の危険が増大している動植物)

植 物	スギラン、ミズニラ、ヒメハナワラビ、オオアカウキクサ、サンショウモ、ナカミシシラン、アオキガハラウサギシダ、イヨクジャク、ヒロハヤブソテツ、タニヘゴ、ホオノカワシダ、ズソウカンアオイ、ミニガタテンナンショウ、ナツエビネ、コアツモリソウ、クマガイソウ、オノエラン、ウチョウラン、ムカゴソウ、スズムシソウ、ヒメムヨウラン、オオバナオオヤマサギソウ、ツレサギソウ、オオヤマサギソウ、ヤマトキソウ、キバナノショウキラン、サナギスゲ、ハネガヤ、アズマガヤ、フッキソウ、ヤブサンザシ、ヒトツバショウマ、マツノハマンネングサ、ハコネグミ、シラヒゲソウ、サクラスマレ、キスミレ、コマイワヤナギ、ミヤマツチトリモチ、コイワザ克拉、キキヨウ、タカサゴソウ、ミシマサイコ
-----	--

絶滅危惧 II類(VU) (絶滅の危険が増大している動植物)

鳥 類	ウズラ、ヒクイナ、ヨタカ、シロチドリ、タカブシギ、タマシギ、ハチクマ、ハイタカ、サシバ、クマタカ*、アオバズク、アカショウビン、ハヤブサ*、コシアカツバメ、マミジロ、コサメビタキ
両生類	ハコネサンショウウオ、ニホンアカガエル
魚 類	サツキマス(アマゴ)
昆虫類	モートンイトトンボ、ウラナミアカシジミ、ヒメシロチョウ北海道・本州亜種

準絶滅危惧(NT) (存続基盤が脆弱な動植物)

植 物	オトメアオイ、エビネ、キンラン、セッコク、ヤマシャクヤク、キバナハナネコノメ、ムカゴネコノメソウ、サンショウバラ、コオトギリ、アシタカツツジ、ハコネコメツツジ、スズサイコ、アオホオズキ、マネキグサ、タテヤマギク、イズハハコ
鳥 類	ヤマドリ、クイナ、タゲリ、イカルチドリ、オオタカ、フクロウ、アリスイ、オオアカゲラ、サンコウチョウ、ミヤマホオジロ
両生類	アカハライモリ、トノサマガエル、ツチガエル、モリアオガエル、カジカガエル
昆虫類	ホソミオツネントンボ、カトリヤンマ、ウラギンスジヒョウモン、クモガタヒョウモン、ホシミスジ東北・中部地方亜種、フジシロミヤクヨトウ

貝 類

ヒメギセル

情報不足(DD) (評価するだけの情報が不足している動植物)

哺乳類	ニホンモモンガ、ヤマネ#、オコジョ
鳥 類	ヤマシギ、オオコノハズク、トラフズク
は虫類	シロマダラ
魚 類	ドジョウ
昆虫類	アオバヒメコメツキモドキ

裾野市で生育・生息の記録がある「絶滅の危機にある動植物」(2)

絶滅のおそれのある地域個体群(LP)（地域的に孤立している地域個体群で、絶滅のおそれが高い動植物）

哺乳類 ツキノワグマ

要注目種・現状不明(N-I)（現状が不明な動植物）

植 物 ニッコウシダ、ヤマアマドコロ、イトイチゴツナギ、ヒロハノカワラサイコ、ゲンジスミレ、イワウチワ、キバナカワラマツバ、ハルノタムラソウ

昆虫類 クギヌキハサミムシ

要注目種・分布上注目種等(N-II)（絶滅の危険性は小さいが、分布上注目される動植物）

植 物 ヒメハシゴシダ、ムラサキモメンヅル

鳥 類 オオジシギ

は虫類 オカダトカゲ

魚 類 ヒガシシマドジョウ

昆虫類 ギンイチモンジセセリ、コキマダラセセリ、オオチャバネセセリ、コムラサキ、キマダラモドキ

要注目種・部会注目種(N-III)（その他各部会で注目すべきと判断した動植物）

植 物 アスヒカズラ、ハマハナヤスリ、イワイヌワラビ、メニッコウシダ、ツクシイワヘゴ、アオネカズラ、ギンラン、シロテンマ、ホザキイチヨウラン、アオフタバラン、アリドオシラン、ヒトツボクロ、ヤマトボシガラ、ムカゴツヅリ、キクザキイチゲ、レンゲショウマ、カワラサイコ、イワウメヅル、イヨフウロ、イナモリソウ、フナバラソウ、アシタカジャコウソウ、キヨスミウツボ、ヒキヨモギ、イワシャジン、シデシャジン、ノッポロガングビソウ、オナモミ、カノコソウ

哺乳類 ニホンリス、ハタネズミ

鳥 類 ゴイサギ

両生類 アズマヒキガエル、ネバタゴガエル

昆虫類 フジミドリシジミヒメジャノメ、サトキマダラヒカゲ、ギンボシヒヨウモン本州亜種、ヘイケボタル、クロヘリウスチャハムシ

注 1)掲載種は裾野市内で確認されているものとし、メッシュデータは含んでいません。

注 2)カテゴリーは静岡県版レッドデータブックをベースとしました。なお、魚類は地域別カテゴリーの東部地域を参照しました。

注 3)名前の後ろに※があるものは「種の保存法」の「国内指定希少野生動植物種」、#があるものは「文化財保護法」の「天然記念物」に指定されている種類です。

資料2 環境指標の定義

環境指標の定義

環境目標	環境指標	指標の定義
1 快適で安心して暮らせるまち	大気の環境基準達成率 ※二酸化硫黄	大気汚染物質（二酸化硫黄）の環境基準達成率 測定地点：裾野市民文化センター
	河川の水質基準達成率	市内河川のBOD・有機塩素系化合物（河川・湧水・企業排水・井戸）が以下の環境基準を満たしている割合 ○河川水質（BOD2 mg/l 以下） ○水道法の水質基準（河川、井戸水、湧水） ジクロロメタン（0.02 mg/l 以下）、1,1,1-トリクロロエタン（0.3 mg/l 以下）、トリクロロエチレン（0.01 mg/l 以下）、テトラクロロエチレン（0.01 mg/l 以下） ○企業排水の排水基準値 ジクロロメタン（0.2 mg/l 以下）、1,1,1-トリクロロエタン（3.0 mg/l 以下）、トリクロロエチレン（0.1 mg/l 以下）、テトラクロロエチレン（0.1 mg/l 以下）
	生活排水処理率	生活排水処理人口（公共下水道+合併処理浄化槽）/人口
2 人と自然が共生するまち	間伐事業実施面積	間伐事業の実施面積
	耕作放棄地解消面積	耕作放棄地の解消面積
	野生鳥獣被害面積	野生鳥獣による被害面積
	まちなみや自然景観の美しさ満足度（市民意識調査）	市民意識調査 「満足+まあ満足」の回答の合計
	水生生物調査による河川の水質階級	水生生物調査による河川の水質判定結果：水質階級I（きれいな水） 水質階級II（ややきれいな水） 水質階級III（きたない水） 水質階級IV（とてもきたない水）
3 資源が循環するまち	1人当たりのごみ焼却量	1人当たりのごみ焼却量
	1人1日当たりのごみの排出量	1日あたりのごみの総排出量(g) /人口
	資源化率	資源化量／ごみの総排出量
4 気候変動に適応した脱炭素のまち	温室効果ガス排出量（市域）	裾野市域からの温室効果ガス排出量（年間）
	太陽光発電（10kW未満）設備の導入件数	太陽光発電（10kW未満）設備の導入件数（累計） 環境省・自治体排出量カルテ
	市役所における低公害車割合	低公害車保有数/公用車保有数
	次世代自動車普及率（市全体）	静岡県自動車保有台数調査「市町別電気自動車等自動車保有台数」対全車種割合（4月1日現在）
	熱中症搬送者数	熱中症搬送者数
5 みんなで持続可能な社会を実現するまち	環境イベント・環境教育講座開催数	生活環境課主催・共催環境イベント、自然講座、富士山資料館講座、深良用水講座等の年間開催数
	地球温暖化対策アプリ「クルポ」の登録者数	地球温暖化対策アプリ「クルポ」の登録者数

資料3 補野市環境基本条例

平成14年12月18日 条例第24号

前文

私たちのまち裾野市は、世界に誇る麗峰富士、そして愛鷹箱根三山に囲まれた、緑豊かな自然と環境に育まれ、先人の努力により培われ守られてきた歴史と文化を財産に、今日の豊かな社会を築いてきた。

この市域を潤すために300年以上の昔つくられた深良用水は、箱根芦ノ湖から深良まで地下深く湖水を導く1本のトンネル、これは今なお私たちの生活環境に欠かせない大切な働きをしている郷土の貴重な財産となつていている。

しかし、生活の利便性や物質の豊かさを求めてきた現代社会、一方で大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムを生み出し、自然の復元力を超えるような環境への負荷を与えることになり、地域の環境はもとより、地球環境まで取り返しのつかない影響を及ぼすおそれを生じさせている。

今こそ私たちは、郷土の良好な環境を現在将来の世代の市民が享受できるよう、すべての生命の生存基盤である地球環境の保全を普遍的な課題と認識し、今ある環境を損なうことなく、自然と共生を図りながら持続的に発展が可能な資源循環型社会の実現に寄与すべきである。

ここに私たちは、先人から引き継がれた緑豊かなかけがえのないこの環境を守り育て、次の世代へ引き継いでいくことを責務とし、市、事業者と市民が一丸となつて、地球的視野にたつた環境の保全と創造を推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、市、事業者、市民、滞在者等の責務を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もつて現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であつて、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものを

いう。

(3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴つて生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によつて、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、すべての市民が健康で文化的な生活を営む上で欠くことのできない健全で豊かな環境の恵沢を享受するとともに、良好な環境が将来の世代に継承されるよう適切に行われなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、すべてのものが、公平な役割分担の下に、環境の保全及び創造に関する行動に自主的かつ積極的に取り組むことにより、環境への負荷の少ない持続的に発展が可能な社会を構築するよう行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、多様な自然環境に恵まれた地域特性を生かし、自然と人が共生できる環境が確保されるよう行われなければならない。
- 4 地球環境の保全は、地域における日常生活や事業活動が地球環境の保全に影響を及ぼすとの共通認識の下に、積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのつとり、環境の保全及び創造に関し、自然的社會的条件に応じた総合的な施策を策定し、これを計画的に実施する責務を有する。

- 2 市は、基本理念にのつとり、市が実施する事務事業に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのつとり、製造、販売、流通等の事業活動を行うに当たつては、次に掲げる事項について必要な措置を講ずる責務を有する。

- (1) 事業活動に伴う公害を防止するとともに、自然環境を適切に保全すること。
- (2) 事業活動に伴つて発生する廃棄物を、適正に処理すること。
- 2 事業者は、基本理念にのつとり、製造、販売、流通等の事業活動を行うに当たつては、次に掲げる事項について努めなければならない。
- (1) 事業活動による製品等が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減を図るとともに、エネルギーの効率利用、廃棄物の循環的利用等を行うこと。

- (2) 環境の保全及び創造に関する事業活動の情報
並びに事業活動による製品等の情報を、市及び市民に適切に提供すること。
- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、広く環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市や市民が実施する環境の保全及び創造に関する活動や施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

- 第6条 市民は、基本理念にのつとり、地域の自然的・社会的条件に応じた環境の保全及び創造に自ら努めなければならない。
- 2 市民は、基本理念にのつとり、廃棄物の減量、資源の循環的利用、エネルギーの効率的利用等日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、市民は、事業者や市が実施する環境の保全及び創造に関する活動や施策に協力する責務を有する。

(滞在者等の責務)

- 第7条 本市に旅行、滞在又は通過する者は、環境への負荷の低減に努めるとともに、市や市民が実施する環境の保全及び創造に関する活動や施策に協力する責務を有する。

(年次報告書)

- 第8条 市長は、各年度における環境の状況、環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等を明らかにした報告書(以下「年次報告書」という。)を作成し、これを公表しなければならない。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策
(環境基本計画)

- 第9条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 環境基本計画には、次に掲げる事項を定める。
- (1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
 - (2) 環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民等の意見を反映するよう必要な措置を講ずるとともに、第24条に規定する裾野市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めた時は、速やかに、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(施策策定等に当たつての配慮)

- 第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たつては、環境基本計画との整合を図るとともに、環境の保全及び創造につ

いて配慮しなければならない。

- 2 市は、環境に影響を及ぼすと認められる事業を行う事業者が、環境の保全及び創造について事前に配慮を行うことを促進するために、必要な措置を講ずるものとする。

(規制の措置)

- 第11条 市は、環境の保全上の支障を防止するため必要があると認めるときは、関係行政機関と協議し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(誘導的措置)

- 第12条 市は、市民等が積極的に自らの行為による環境への負荷を低減させることとなるよう誘導するため、必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

(公共的施設の整備等の推進)

- 第13条 市は、下水道、一般廃棄物の処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共施設の整備及び事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市は、公園、緑地その他の環境の保全及び創造のための公共的施設の整備及びその健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(廃棄物の減量等の促進)

- 第14条 市は、環境への負荷の少ない社会の構築に向け、市民等による廃棄物の減量、資源の循環的利用、エネルギーの効率的利用等を促進するため必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市は、環境への負荷の少ない社会の構築に向け、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たつては、廃棄物の減量、資源の循環的利用、エネルギーの効率的利用等に率先して取り組むものとする。

(環境の調査等)

- 第15条 市は、環境の創生と保全に関する施策の適正な策定及び実施に資するため、調査研究を行うことにより、市内の環境の状況把握に努めるものとする。

(教育及び学習の振興)

- 第16条 市は、市民等が環境の保全及び創造についての理解を深め、その活動を自発的に行う意欲を増進させるため、環境に関する教育及び学習の振興に努めるものとする。

(市民等の自発的な活動の促進)

- 第17条 市は、市民等が自発的に行う資源の循環的利用、緑化の推進に向けた活動その他環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、技術的な指導又は助言その他必要な措置を講ずるものとする。

(情報の収集及び提供)

第18条 市は、第16条に規定する環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに前条に規定する市民等の自発的な活動の促進のため、個人及び法人その他の団体の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の保全及び創造に関する情報を収集するとともに市民等に適切に提供するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境の保全及び創造に関する情報を、市、事業者、市民の間で相互に共有できるよう努めるものとする。

第3章 効果的な推進のための施策

(自然環境等の保全及び創造)

第19条 市は、緑豊かな自然環境と歴史的文化環境を、将来にわたり継承していくため、次に掲げる事項について、必要な措置を講ずるものとする。

(1) 富士山、愛鷹山箱根山三山等の保全及び創造に関すること。

(2) 森林、草原の保全及び創造に関すること。

(3) 水辺環境の保全及び創造に関すること。

(4) 水資源の保全及び創造に関すること。

(5) 農地等の保全及び創造に関すること。

(6) 野生生物及びその生態系の保護に関すること。

(7) 歴史的文化的環境の保全及び創造に関すること。

(美しい景観づくりの推進)

第20条 市は、潤いと安らぎのある環境の創出、良好な景観の確保、歴史的文化的遺産の保全及び活用等を図ることにより、緑豊かな地域特性を生かした美しい景観づくりを推進するとともに、人と自然との豊かな触れ合いを確保するよう努めるものとする。

(生活環境の保全)

第21条 市は、人の健康の保護及び生活環境の保全のため、環境に係る監視及び測定体制の整備、公害の未然防止、事故時の対応等について必要な措置を講ずるものとする。

(国等との協力)

第22条 市は、環境の保全及び創造を図るため、広域的な取組を必要とする施策について、国、県及び他の地方公共団体と協力して推進するよう努めるものとする。

(地球環境の保全)

第23条 市は、国、県、他の市町村等と連携して、地球環境の保全に資する施策の推進及び国際協力に努めるものとする。

第4章 環境審議会

(裾野市環境審議会)

第24条 市は、環境の保全及び創造に関する基本的

事項について調査し審議するため、環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、裾野市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

資料4 用語解説

あ行

■アース・キッズ事業

小学校高学年を対象にこどもたちがリーダーとなり、家庭で地球温暖化防止に取り組むプログラムのこと。地球温暖化防止のため自分たちでできることに気づき、地球上にやさしい生活の知恵を身につけてもらうことを目的とする。

■一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物。「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は商店・オフィス・レストランなどの事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭系ごみ」に分類される。

■ウェルビーイング

経済的な豊かさだけでなく、心身の健康や環境との調和を含む総合的な幸福、高い生活の質を意味している。

■エコドライブ

自動車の運転において、燃料消費や二酸化炭素排出量の削減を意識した運転技術や行動のこと。アイドリングストップの実践などが含まれる。

■温室効果ガス

地球の大気では、二酸化炭素などが温室のガラスに似た働きをするため、気温が上昇する。このような効果を持つガスを「温室効果ガス」といい、二酸化炭素のほか、メタノン・酸化二窒素、フロン類などがある。

か行

■外来生物法

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」の略称。2005（平成17）年6月より施行されている。海外からの外来種（主として明治以後に外国から入ってきた外来種に焦点を当てている）による日本の生態系、人の生命や健康、農林水産業への被害を防止するために、飼養、栽培、保管又は譲渡、輸入などを禁止するとともに、国などによる防除措置等を定め、違反者には重い罰則もある。

■合併処理浄化槽

風呂や台所排水などの生活雑排水と、し尿をあわせて処理する浄化槽。し尿だけしか処理できない単独浄化槽に比べ、水質汚濁物質の削減量が極めて多い。

■カーボンオフセット

排出した二酸化炭素を、別のところで吸収あるいは削減して、排出に見合った分の埋めあわせをしよ

うという概念。二酸化炭素の排出を相殺するという意味から、カーボンオフセットと呼ばれる。吸収や削減の手法としては、植林などの森林管理、再生可能エネルギーを活用した発電、二酸化炭素の地中貯留などがある。

■カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすること。「ゼロカーボン」などともいう。「排出を全体としてゼロ」というのは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林・森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味している。

■カーボンニュートラルシティ宣言

自治体が、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることを目指すと宣言すること。本市は2021（令和3）年10月に宣言した。

■環境基準

「環境基本法」に基づき、人の健康や生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい目標として国が定めた基準のこと。

■環境保全型農業

農薬、化学肥料などの使用量を削減し、有機物を積極的に利用した土づくりなどを実施することで、環境に与える負荷を少なくし、持続可能な生産を目指す農業のこと。

■環境マネジメントシステム

環境保全に関する方針や目標、計画を定め、これを実行・記録し、その実行状況を点検して方針などを見直す一連の手続きをいう。代表的なものとしてISO14001やエコアクション21などがある。

■間伐材

主な木の生育を助けたり、採光を良くしたりするために、適当な間隔で木を伐採することで、森林の健康を守ることを間伐と呼び、伐採された材木を間伐材という。2001（平成13）年4月に施行された「グリーン購入法」で、間伐材が環境物品として位置づけられたことから、今後リサイクルが進み、同時に森林の保全も進むものと期待される。

■気候変動適応法

気候変動による影響への適応策を総合的に推進するために定められた法律のこと。市はこの法律に基づき「気候変動適応計画」を策定する。

■クーリングシェルター

「気候変動適応法」に基づいて、適当な冷房設備を有するなどの要件を満たす施設を、誰もが利用できる暑さをしのげる施設として、市町村長が指定した施設のこと。

■グリーン購入

製品やサービスを調達する際に、価格や機能、品質だけでなく、環境負荷の少ない製品やサービスを、環境に配慮して選択し、購入すること。

■グリーンバンク

静岡県グリーンバンクでは、ゴルファー緑化協力金をはじめ、県の助成、賛助会員からの寄付や協力を得て、緑あふれる生活環境づくりを進めている。具体的には苗木・種子・球根等の配布や緑化工事への支援などを行っている。

■クールビズ・ウォームビズ

地球温暖化の防止を目的に、環境省が2005（平成17）年から提唱、実施しているキャンペーン。二酸化炭素などの温室効果ガスを削減するため、夏にノーネクタイ・ノー上着ファッショニの軽装によるワーキングスタイルを「クールビズ」、冬に過度に暖房機器に頼らず、寒い時は暖かい格好をして働くワーキングスタイルを「ウォームビズ」という。

■公害

事業活動その他の人の活動に伴って生ずる大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭などにより、人の健康又は生活環境に被害が生ずること。

■公害防止協定

企業と地方公共団体または住民との間で結ばれた、公害を防止するための協定。公害防止のため、使用燃料やばい煙の排出量などを取り決めるなど、企業の義務を定める。

■光化学オキシダント（Ox）

自動車や工場から排出された窒素酸化物などが、強い紫外線により光化学反応を起こし生成される酸化物質のこと、人の粘膜や呼吸器に影響を及ぼす。本市では毎年度、環境基準を達成していない。

■耕作放棄地

5年に一度調査が行われる「農林業センサス」で定義されている用語で、「以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付け（栽培）せず、この数年の間に再び作付け（栽培）する意思のない土地」のこと。

■コーディネーションシステム

発電と同時に発生した排熱も利用して、冷暖房や給湯などの熱需要に利用するエネルギー供給システムのこと。

さ行

■再生可能エネルギー

エネルギー源として永続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用するにより生じるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどをエネルギー源として利用することを指す。

■里地里山

都市域と原生的自然との中間に位置し、人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域。集落を取り巻く二次林や植林、水田、畠、ため池などで構成される。

■静岡県レッドデータブック

静岡県内における絶滅の可能性のある野生生物の生態・分布・生息状況など詳細な情報をとりまとめた本。2004（平成16）年3月に初めて発刊され、2019（平成31）年3月には「まもりたい静岡県の野生生物—静岡県レッドデータブック—<動物編>」、2020（令和2）年3月には「まもりたい静岡県の野生生物—静岡県レッドデータブック—<植物・菌類編>」が公表された。

■自然共生サイト（OECM）

民間の取組等によって、生物多様性の保全が図られている区域を国が認定する区域のこと。企業の森、ビオトープ、自然観察の森、里地里山、社寺林などがある。

■自然林

人工林以外のすべての森林をいう。原生林と二次林とに大別される。

■循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わる概念。製品が廃棄物となることを抑制し、排出された廃棄物などについてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正な処分を徹底することで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減する社会。

■循環経済（サーキュラーエコノミー）

資源（製品や部品等を含む）を循環利用し続けながら、新たな付加価値を生み出し続けようとする経済社会システム。循環経済は、資源の浪費に依存しない持続可能な経済発展に貢献する。

■人工林

人が苗木（スギ・ヒノキ等）などを植栽して育てた森林をいう。

■植生

ある場所に生えている植物の集団や種類のことを指す。本市では標高差に応じてカラマツ林、ブナ林、スギ・ヒノキ植林などが分布している。

■森林環境譲与税

温室効果ガスの排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備などに必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設された税金。「森林環境税」は国税として1人年額1,000円が徴収され、国から市区町村や都道府県に対して「森林環境譲与税」が譲与される。使途については、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発などに充てることとされている。

■水素エネルギー

水素を燃料とするエネルギーで、利用時に二酸化炭素を排出しないため、地球温暖化対策として注目されている。

■スマートシティ

再生可能エネルギーやIT技術を活用したエネルギー・マネジメントシステムを通じて、交通やエネルギー利用の効率を高め、総合的に管理するまちづくりのこと。

■生活排水処理率

下水道、合併処理浄化槽、農業集落排水施設、コミュニティ・プラントなどの生活排水処理施設による処理が可能な地域の居住人口（各家庭で室内配管を行えば利用できる人口）を住民基本台帳人口で除して求めた率。

■生物多様性

すべての生物の間に違いがあることを指す。「生態系の多様性」「種の多様性」「遺伝子の多様性」の3つの段階で多様性がある。

た行

■太陽熱高度利用システム

太陽熱利用機器のうち、集熱器と蓄熱槽がそれぞれ分離しており、屋根上に集熱器、地上に貯湯槽を分離して設置する。屋根の上に水をためる必要がなく、集熱部を軽量化できるので、家の負担が少なく、集熱面積を広くとることが可能である。また、給湯だけでなく、床暖房や室内暖房器具へも接続でき、太陽熱を効率的に利用することができる。

■脱炭素社会

二酸化炭素、メタン、フロン類など、地球温暖化を進行させる温室効果ガスの排出をゼロにした社会のこと。カーボンニュートラルともいう。

■単独処理浄化槽

トイレの汚水のみを処理する浄化槽であり、台所や風呂などの生活排水は処理することができない。そのため、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えが行われている。

■地球温暖化

地球全体の平均気温が上昇する現象。生態系に悪影響を及ぼすおそれがある。主な原因は、人工的に排出される二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスであり、産業革命以降、化石燃料を大量に使用することで加速化したとされる。

■鳥獣保護区

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」により、鳥獣の保護繁殖を図ることを目的として定められる区域。同区域内での狩猟は禁止されている。

■デマンド監視装置

電気料金の基本料金を決定するデマンド値（最大

使用電力）を管理することにより、電気料金の削減に役立つ機器のこと。

■特定外来生物

外来生物のうち、特に生態系等への被害が認められるものとして、外来生物法によって規定された種。特定外来生物に指定されると、ペットも含めて飼育、栽培、保管又は運搬、譲渡、輸入、野外への放出等が禁止される。

■特定植物群落

環境省が行っている自然環境保全基礎調査のうち、特定植物群落調査において、特定植物群落選定基準に該当する植物群落を指す。

な行

■ナラ枯れ

コナラやミズナラといったナラ類などの広葉樹の幹に、カビの一種「ナラ菌」が入り、水の通りが悪くなってしまって木が枯れる現象。菌がついたカシノナガキクイムシという体長数mmの昆虫が幹に穴を開けて入り込むことで起こる。

■二酸化硫黄 (SO₂)

石油や石炭など、硫黄分を含んだ燃料の燃焼により発生する。二酸化硫黄は呼吸器への悪影響があり、四日市ぜん息の原因となったことで知られる。

■二酸化窒素 (NO₂)

石油や石炭などの窒素分を含んだ燃料の燃焼により発生する。高温燃焼の過程でまず一酸化窒素が生成され、これが大気中の酸素と結びついて二酸化窒素になる。呼吸器系に悪影響を与える。

■ネイチャーポジティブ

自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること。

■熱中症特別警戒アラート

「気候変動適応法」に基づき、熱中症の危険性が極めて高い場合に発表される警戒情報のこと。

■燃料電池自動車 (FCV)

燃料電池内で水素と酸素の化学反応によって発電した電気エネルギーで、モーターを回して走る自動車のこと。

■野焼き

一般的には、毎年春の彼岸前後に、牛馬の放牧や採草地として利用している野草地に火を入れて焼く作業をいうが、廃棄物の分野では、廃棄物を野外で焼却することをいう。2001(平成13)年4月の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正により、廃棄物処理基準や政令などによらないすべての廃棄物の野外焼却が原則として禁止された。

は行

■バイオマス発電

バイオマスを燃焼したり、あるいは一度ガス化して燃焼したりして発電する仕組みをバイオマス発電といい、バイオマス燃料を燃焼することでタービンを回し、発電機を動かすことで発電を行う。

■ハイブリッド自動車

エンジンとモーターの二つの動力源を持ち、それぞれの利点を組みあわせて駆動することにより、省エネと低公害を実現する自動車。

■パリ協定

2015（平成27）年にフランスのパリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で採択された京都議定書に代わる、2020（令和2）年以降の気候変動問題に関する国際的な枠組で、世界共通の長期目標として気温上昇を 2°C より十分に下回り、 1.5°C に抑える努力を追求することなどが規定されている。

■ビオトープ

ドイツ語由来の外語で Bio(生きもの)と Top(場所)をあわせた合成語で「その地域の野生の生きものが暮らしている場所」を表している。

■微小粒子状物質（PM2.5）

大気中に浮遊している $2.5\mu\text{m}$ ($1\mu\text{m}$ は 1mm の1千分の1)以下の小さな粒子のことで、肺の奥まで入り込み、ぜん息や気管支炎を引き起こす可能性があり、健康被害が懸念されている。

■フードドライブ

家庭で余っている食べ物を学校や職場などに持ち寄り、それらをまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンクなどに寄付する活動。

■不法投棄

ごみを人目につかない山中などに違法に投棄すること。通常、ごみは法律に沿って処理しなければならないが、処理費用等がかかるため、ごまかすために不法投棄が行われる。

■浮遊粒子状物質（SPM）

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、その粒径が 0.01mm 以下のものをいう。大気中に長期間滞留し、肺や気管などに沈着するなどして呼吸器に影響を及ぼすことがあるため、環境基準が設定されている。工場の事業活動や自動車の走行などに伴い発生するほか、風による巻き上げなどの自然現象によるものもある。

■プラグインハイブリッド自動車（PHV）

コンセントから差込プラグを用いて直接バッテリーに充電できるハイブリッド自動車であり、ガソリン車と電気自動車の長所をあわせ持っている。

■ふじのくにフロンティア推進エリア

認定された正式名称は「首都圏の子育て世帯から選ばれる転職なき移住推進エリア」であり、子育て世帯のニーズに合った魅力ある拠点の整備・活用、新幹線三島駅をハブとしたエリア内移動の利便性向上、住みやすい街・産み育てやすい街としてのブランド確立などの取り組みを行う。

■ふじのくにフロンティア地域循環共生圏

認定された正式名称は「富士山東麓工コガーデンシティ地域循環共生圏」であり、環境に優やさしいエネルギーの地産地消、森林の保全と利活用、脱炭素化に向けた産業構造への転換などの取り組みを行う。

う行

■リサイクル

廃棄物として処分されるものを回収し、再生利用すること。紙、アルミ、ガラス、鉄、プラスチックなどの回収が行われている。

■リユース

使用を終えた製品を、形を変えずに他の利用法で用いること。一例として、使用済みの容器を回収、洗浄、再充填して繰り返し利用する「リターナブルびん」（ビールびん）や古着などがある。

英数

■BOD (Biochemical Oxygen Demand : 生物化学的酸素要求量)

河川水や排水の汚濁の程度を示す最も一般的な水質指標の一つ。水中の微生物が有機物を分解する際に消費される酸素の量であり、数値が高いほど汚染が進んでいることを示す。

■IPCC (Intergovernmental Panel on Climate Change : 気候変動に関する政府間パネル)

世界気象機関(WMO)と国連環境計画(UNEP)が共同で設置した研究機関。温室効果ガスの増加に伴う地球温暖化の実態把握と、社会経済への影響の予測、対策の検討が行われており、2023（令和5）年には第6次評価報告書統合報告書が発行された。

■J-クレジット

温室効果ガスの排出削減量や吸収量をクレジットとして国が認証する制度のこと。

■LED (Light Emitting Diode)

発光ダイオードとも呼ばれ、電圧を加えた際に発光する半導体素子のこと。白熱電球などと比較した場合、余計な発熱が少なく低電力で高輝度の発光が得られる。また、寿命も白熱電球に比べてかなり長い。今日では様々な用途に使用され、今後、蛍光灯や電球に置き換わる光源として期待されている。

■PDCAサイクル

業務プロセスの管理手法の一つで、計画策定(Plan)、実行(Do)、点検・評価(Check)、見直し(Act)

という4段階の活動を繰り返し行うことで、継続的にプロセスを改善していく手法。

■SDGs (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標)

2015（平成27）年9月の国連総会で採択された「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」と題する成果文書で示された具体的行動指針。17の個別目標とより詳細な169項目の達成基準から構成される。

■TNR活動

猫を捕獲（Trap）し、不妊去勢手術（Neuter）をし、元の縄張りへ戻す（Return）活動のこと。

■30by30目標

2030（令和12）年までに陸域と海域の30%以上を保全する目標で、日本では既に陸域20.5%、海域13.3%が保護地域として保全されている。目標の達成により、健全な生態系を回復させ、豊かな恵みを取り戻すこと目的としている。

■6R

ごみを減らすための取り組みで、Refuse（不要なものを断る）、Return（ごみを持ち帰る）、Recover（清掃活動への参加）、Reduce（資源の使用を減らす）、Reuse（繰り返し使う）、Recycle（再資源化する）6つからなる。